

## 「保健師に準ずる者」の要件について

地域包括支援センターの職員配置について、介護保険法施行規則第140条の66第1号イで、「保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者」を配置すると定められている。

各職種における「その他これに準ずる者」は、厚生労働省発出の「地域包括支援センターの設置運営について」（老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号平成18年10月18日付）で定められており、平成30年5月10日の一部改正において次のとおり変更となった。

### 【改正前】

#### ① 保健師に準ずる者について

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験ある看護師には准看護師は含まないものとする。

### 【改正後】

#### ① 保健師に準ずる者について

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験ある看護師には准看護師は含まないものとする。

(中略)

なお、保健師に準ずる者については、平成31年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者とする。

この「高齢者に関する公衆衛生業務」について、厚生労働省は具体的に例示しておらず、各地方自治体が独自に定義を定めている。

本市においては、令和元年度第2回小牧市地域包括支援センター運営協議会にて「健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等に関する業務」とし、保健師に準ずる者については「地域ケアや地域保健、高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の経験を1年以上有する者」と定めた。

しかし、その具体的な内容までは例示しておらず、現在、市とセ

ンターで協議をして該当性を個別に判断している状況にある。

今後、市が独自に解釈を行い、地域包括支援センターの円滑な運営に支障を来たすことがないよう、今回、保健師に準ずる者の要件について具体的な内容を定めようとするものである。

## 《保健師に準ずる者》

### 【改正前】

地域ケアや地域保健、高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の経験を1年以上有する者

### 【改正後】

次に掲げる事業所等において、地域ケアや地域保健、高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の業務に従事した経験を1年以上有する看護師

一 地域包括支援センター

二 老人介護支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所

三 保健所、保健センター

四 医療機関の入退院支援部門、医療相談部門、健診センター、訪問診療実施医療機関

五 訪問看護事業所

六 一般企業等で65歳以上の方を含む保健指導等、健康の保持・増進に係る相談、助言、指導等を行う部門

2 前項各号に掲げる事業所等における従事経験を有しない看護師であっても、現に地域ケアや地域保健、健康づくりや介護予防に関する相談、助言、指導等の経験を1年以上有すると認められるときは、保健師に準ずる者として取り扱うことができる。

3 前2項の業務経験を有しない看護師については、地域包括支援センターに配置された日から1年を経過した後、保健師に準ずる者として取り扱うことができる。